

立法から租税研究までの各段階における“不都合な真実”が明らかに

## 検証・有利発行課税事件(2)

前回(685号4頁～)は、神鋼商事側で意見書を書いた朝長英樹税理士に有利発行課税事件の概要と大手総合商社及び神鋼商事の判決の概要をお聞きした。ここでは、両社への課税は適法であるとされて確定してはいるものの、判決には多分に疑問があるということが分かってきた。そしてまた、平成18年の有利発行税制の改正の問題とは何か、昭和48年の有利発行税制の創設時に「判定の時価」と「計算の時価」はどのようなものとされていたのかなど、新たな疑問や関心が生まれている。

今回は、有利発行の取扱いに関する過去の政令・通達の改正を検証し、近年、次々と有利発行課税が行われるようになった原因が何処にあるのかということを明らかにする。

### Ⅲ 過去の政令・通達の改正の検証

——平成21年からの数年間、立て続けに有利発行課税が行なわれ、今回、神鋼商事への課税が国側の勝訴で確定したことで、また有利発行課税が始まるのではないかとこの声がかれますが、そもそも有利発行課税というものが行われるようになったのは、いつ頃からなのでしょう？

**朝長** 有利発行税制が創設されたのは昭和48年ですが、それから大手総合商社に課税が行われた平成21年までの36年間に、有利発行として課税された事案を裁判例や裁決例などから探してみましたが、見当たりませんでした。

——えっ、そうなんですか。では何故、平成21年から次々と課税事案が出てきたのでしょうか。

**朝長** 平成21年から急に有利発行課税が行われるようになった理由は、平成21年前の政令・

通達の改正を洗い直してみると明らかになってくると考えています。

#### ○平成12年から4回の法令・通達の改正

——平成21年前にはどのような改正が行われているのでしょうか。

**朝長** 昭和48年の有利発行税制の創設から大手総合商社への課税が行われた平成21年までの間に、大手総合商社と神鋼商事への課税に関係のある改正は、平成12年から平成19年まで4回行われています。古いものから順番に検証していきましょう。

#### 〈平成12年の法令改正(1回目の改正)〉

**朝長** 1回目の改正は、平成12年で、金融取引に関する法人税制の抜本改正が行われ、現在の法人税法61条の2が創設された時です。この改正は、平成11年7月に財務省主税局の法人税制

企画室で行わせて頂いた最初の改正であり、従来、棚卸資産と同じように期末の残高を確定することで期中の原価を算出して譲渡利益や譲渡損失を計算するという仕組みであった有価証券の譲渡利益や譲渡損失の計算の取扱いを抜本的に変えました。この改正では、旧法人税法施行令34条（有価証券の評価の方法）と38条（有価証券の取得価額）について、内容の変更は行わずに順番を入れ替え、新法人税法施行令119条（有価証券の取得価額）と119条の2（有価証券の1単位当たりの帳簿価額の算出の方法）としました。この119条の2第1項には移動平均法や総平均法などが定められており、119条には有価証券の取得価額が定められているわけですが、この119条と119条の2の順番は、法令の作成のルールに照らすと異例のものです。119条の2が法人税法61条の2第1項の定めに基づいて設けられるものである一方、119条は同法の最後の項である包括政令委任の項の定めに基づいて設けられるものであるため、本来は、119条の2が先でなければなりません。また、119条と119条の2の内容も、119条の2の移動平均法や総平均法の計算で用いる取得価額を119条で定めるという関係となっていますので、本来は119条の2が先になります。

——なるほど。では、何故そのような“異例の順番”にされたのですか？

**朝長** 実務を考慮したためです。

我が国の現在の法人税法は損益法に基づいて創られていますので、最初の項で、「……は、……益金の額に算入する。」「……は、……損金の額に算入する。」というように規定し、益金の額や損金の額に算入する金額の計算を示すのが原則となります。しかし、有価証券の取扱いの実務を考えると、有価証券の譲渡損益を計算する前に有価証券を取得するわけですから、まず有価証券の取得価額はどうなるのかということが問題となります。

そこで、内閣法制局に無理を申し上げて、取得価額の定めを最初に持つてくることとさせて頂きました。

——119条の2の中の一部として119条があると考えなければならないわけですね。ただ、それが有利発行税制とどのような関係があるのでしょうか？

**朝長** 平成15年に法人税基本通達2-3-17が創設されていますが、この通達が有利発行税制にどのように働くのかということを正しく理解するためには、119条と119条の2がどのような関係にあるのかということを正しく知っておくことが不可欠となります。

#### 〈平成15年の法基通2-3-17の創設（2回目）の改正〉

——平成15年に創設された法人税基本通達2-3-17について教えてください。

**朝長** 平成15年の法人税基本通達2-3-17は、種類株式が発行されている場合の119条の2第1項の解釈に関するもので、次のとおりとなっています。

2-3-17 法人が、他の法人の発行する普通株式と種類株式とを有する場合において、その種類株式の権利内容等からみて、当該種類株式が普通株式の価額と異なる価額で取引が行われるものと認められるときには、当該種類株式は普通株式と異なる銘柄の株式として、令第119条の2第1項《有価証券の1単位当たりの帳簿価額の算出の方法》の規定を適用する。

この2-3-17が具体的にどのように119条1項4号の解釈に影響を与えるのかということに関しては後で詳しく説明することとして、ここでは、法人税法61条の2に関する法人税法施行令の規定を解釈するに当たっては、119条の2に有価証券の譲渡原価を計算する場合に用い



る移動平均法や総平均法の定めが設けられており、それらの方法において用いる取得価額の定めが119条に設けられているという関係があり、119条の2に関しては、平成15年に上記の2-3-17が設けられた、ということを確認しておくこととします。

——2つの法令と上記の通達はそのような関係になっているのですね。

**朝長** 平成15年に設けられた2-3-17は、国税庁による次の解説から分かるとおり、「種類株式の多様化」が創設理由となっています（国税庁HPより引用）。

平成13年の商法改正において、種類株式制度が見直され、優先株式をはじめとした種類株式の内容が多様化している。また、最近、会社再建支援の一手法としてデット・エクイティー・スワップ（Debt Equity Swap）が行われているが、この場合に発行される株式も種類株式が多いようである。

このため実務においては、法人が他の法人の発行する普通株式と種類株式とを保有する場合に、その株式の1単位当たりの帳簿価額を算出するときには、これらの株式は同一銘柄の有価証券として一括して計算するのか、それぞれ異なる銘柄の有価証券として別個に計算することになるのか、といった疑問が生じる。

この点については、種類株式は様々な権

利内容のものが想定されるため、一概にはいえないが、少なくとも種類株式の権利内容等からみて普通株式の取引価額とは明らかに異なる値動きをするようなものについては、これを区分して処理する方が合理的であると考えられる。

種類株式の取扱いはその種類株式を取得した時から問題となるわけですが、平成15年には、119条ではなく119条の2について通達を設けています。これは、平成15年の通達の制定者が119条の2に通達を設ければ取得価額を含めた有価証券の譲渡損益の計算に関する政令事項の全体に効果が及ぶことを正しく理解していた、ということを示しています。

——なるほど。正しく法令の構造を踏まえると、種類株式がある場合の取扱いはこのように手当てすることになるわけですね。

#### 〈平成18年の法令119条1項4号の改正と関係通達の改正（3回目の改正）〉

**朝長** 3回目の改正は、平成18年の119条1項4号の改正とその改正に対応した関係通達の改正です。これらの改正にはいくつかの大きな問題が存在し、この問題が大手総合商社への課税から始まる有利発行課税の引き金になっていると考えられます。

——平成21年以後の有利発行課税の原因が平成18年改正にあったということですね。

**朝長** そのように考えられます。

平成18年には、119条1項3号を改正して4号としており、この改正の前後の定めは、前回引用させて頂いたとおり（685号10・12頁）ですが、この改正がどのようなものかということに関しては、『平成18年 税制改正の解説』（財務省）において次のように説明されています。

有利発行又は無償交付の場合で、株主等として取得していない場合及び株主等として取得した場合であっても他の株主等に損害を及ぼすおそれがある場合には、取得した有価証券の時価をもって取得価額を認識し、払込金額又は給付資産価額との差額について受贈益課税がされることとなります（中略）。

この、他の株主等に損害を及ぼすおそれがある場合を除くという要件は、会社法の制定による種類株式の多様化に伴い、従前の「株主等として取得したこと」（税制上の株主平等）の内容を、より明確化したものです。

（280頁）

——平成18年の119条1項4号の改正は「種類株式の多様化」に伴う改正ということですか？

**朝長** そのように説明されています。

——既に平成15年に119条の2の解釈として法人税基本通達2-3-17が創設されているわけですよね。先ほどの119条の2と119条の関係からすると、119条の2に「種類株式の多様化」に伴う手当てをしなければならないはずですよね。平成18年には、「種類株式の多様化」に伴って119条の2にどのような改正が行われているのでしょうか？

**朝長** 119条の2の改正は行われていません。

——119条の2には既に法人税基本通達2-3-17があるから手当てをしなくてよいということですか？

**朝長** そうではありません。その点についてもお話をしなければならないのですが、その前に、平成18年の有利発行税制の改正は「明確化」のための改正であると説明されていますので、平成18年改正の全体を観るために、「明確化」ということについてお話をすることにします。

上記の説明から分かるように、平成18年の119条1項4号の改正は、同号括弧書きの「他

の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合における当該株式又は新株予約権」を有利発行有価証券から除くものであり、その趣旨は、従前の3号括弧書きの「株主等として取得したものを除く」ということを「明確化」したものと説明されています。この平成18年の改正前の119条1項3号括弧書きの「株主等として取得したもの」に関しては法人税基本通達2-3-8に解釈が定められており、同通達の改正の前後の定めは、前回、並べて引用（685号14頁）をさせて頂いたとおりです。

——平成21年から次々に有利発行課税が行われた原因は18年の「明確化」の改正にあるということですか？

**朝長** 平成18年の改正が本当に「明確化」の改正であったということであれば、それが21年からの課税の原因になることはありません。

——平成18年の改正は119条1項3号括弧書きを「明確化」する改正ではない、ということですか？

**朝長** そうです。平成18年に119条1項3号括弧書き以外の部分に関して改正を行った旨の説明は全くなされていませんが、実際には同号括弧書き以外の部分の内容を大きく改正するものとなっており、同号括弧書きに関しても、改正の内容は「明確化」ではありません。

——改正した旨の説明が全くないにもかかわらず大きく内容が改正されているとはどういうことでしょうか？

**朝長** 改正を行った者は改正したつもりはなかったが現実には大きな改正になってしまっていた、ということだと考えています。それは、有利発行の判定の時期に関して、1年後の平成19年に、18年の改正を元に戻す改正が行われていることから、容易に推測できます。

——平成18年に「種類株式の多様化」とは関係のないところを改正し、翌年にその改正を元に戻したわけですか。それは不自然ですね。

## 〈平成19年の法令119条1項4号の改正（4回目の改正）〉

**朝長** 平成19年には、119条1項4号が改正されて次のようになっています。

四 有価証券と引換えに払込みをした金銭の額及び給付をした金銭以外の資産の価額の合計額が払い込むべき金銭の額又は給付すべき金銭以外の資産の価額を定める時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額に比して有利な金額である場合における当該払込み又は当該給付（以下この号において「払込み等」という。）により取得をした有価証券（新たな払込み等をせずに取得をした有価証券を含むものとし、法人の株主等が当該株主等として金銭その他の資産の払込み等又は株式等無償交付により取得をした当該法人の株式又は新株予約権（当該法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合における当該株式又は新株予約権に限る。）、第十九号に掲げる有価証券に該当するもの及び適格現物出資により取得をしたものを除く。）

その取得の時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額

平成19年の改正では、18年の改正で有利発行か否かの判定に用いる時価を示す「その取得の時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額」となっていた部分が「払い込むべき金銭の額又は給付すべき金銭以外の資産の価額を定める時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額」と改正されています。

何故このような改正が必要であったかという点、平成18年の改正前の119条1項3号に対応する法人税基本通達2-3-7（685号10頁）において有利発行に当たるか否かを判定する株式の時価は「発行価額を決定する日」の時価とさ

れていたことから分かるとおり、増資に関しては、株式の発行条件を決める日と実際に増資が行われて株主が株式を取得する日との間に相当の期間が空くため、有利発行か否かを判定するための株式の時価を採る日は発行条件を決める日とし、有利発行とされた場合に受贈益の額を計算するための株式の時価を採る日は株主が株式を実際に増資によって取得する日とする必要があるからです。このように、「判定の時価」を採る日と「計算の時価」を採る日を分けるという仕組みは昭和48年の制度創設時から続くもので、2-3-7を読めば「発行価額を決定する日」と書いてあるわけですから、直ぐに分かることでした。

しかし、平成18年の119条1項4号の改正ではそれに気付かず、「判定の時価」を採る日を「計算の時価」を採る日と同じにしてしまったわけです。

——平成18年の「判定の時価」を採る日の改正の間違いを翌年の改正で元に戻したというわけですね。

**朝長** そうです。前回（685号14頁）、平成18年の119条1項4号の改正を受けて改正された2-3-7において、同号からの引用が「その取得の時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額に比して有利な金額」という長い文章になっていることには理由があるという話をしましたが、このように長い引用としたのは、同号の「その取得の時における」という部分を通達で「当該株式の払込み又は給付の金額（以下2-3-7において「払込金額等」という。）を決定する日の現況における」と修正せざるを得なかったからです。

——なるほど。そういうことだったのですか。ただ、そもそも政令で「その取得の時」となっているものを通達で「払込金額等を決定する日」と変更するということが可能なのでしょうか？

**朝長** 通達は法令ではありませんので、変更することはできません。神鋼商事のケースは平成18年の改正後の規定が適用になりますので、この部分も問題となりますが、争う実益があまりないことから、裁判ではこの部分は争点としていません。

○平成18年改正で「判定の時価＝計算の時価」と勘違いしたことが有利発行課税の原因に？

**朝長** 先ほどお話をしたとおり、平成18年の119条1項4号の間違った改正は翌年19年の改正で元に戻されたわけですが、実は元に戻さなかった部分があり、そこに大きな問題があります。これが平成21年以降の有利発行課税の原因になったと考えられます。

前回のインタビューで確認したとおり、平成18年の改正後の119条1項4号には、「その取得の時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額」という全く同じ文言が2つ存在し(685号12頁)、「①その取得の時における」という部分は、法人税基本通達2-3-7と平成19年の改正で元に戻されたのに対して、「①その有価証券の取得のために通常要する価額」という部分は元には戻されず、そのままとなっています。つまり、「判定の時価」と「計算の時価」に関しては、平成18年改正の前においては、前者は119条1項3号の「有利な発行価額」という規定を受けて2-3-7(注)2において「発行価額を決定するための基礎として相当と認められる価額」とされ、後者は同号の「その有価証券の当該払込みに係る期日における価額」という規定を受けて2-3-9(3)において「当該新株につき9-1-13及び9-1-14《上場有価証券等以外の株式の価額》に準じて合理的に計算される当該払込期日の価額」とされていたところ、同改正により、この2つが「その有価証券の取得のために通常要する価額」という全く同じ文言とされて、元には戻されなかったわけです。

——そうすると、平成18年改正の前の2-3-7(注)2の「発行価額を決定するための基礎として相当と認められる価額」と2-3-9(3)の「当該新株につき9-1-13及び9-1-14《上場有価証券等以外の株式の価額》に準じて合理的に計算される当該払込期日の価額」は同じものなのかということが問題になりますね。

**朝長** そうです。この2つを読んで、それらが同じものか否かということを正しく答えられる人が果たして何人居るでしょうか。

平成18年の改正では、この2つを全く同じ文言で規定したわけですが、このように、同じ規定の中で2つのものを一言一句も違わない文言で規定しながら、それらが違うものであるということは、立法の常識から考えても、まず有りません。

——『平成18年度 税制改正の解説』の中では、その部分に関する説明は行われていませんね。

**朝長** 全く行われていません。

——「判定の時価」を採る日の改正と同じく、「判定の時価」自体も改正しているが改正した旨の説明は行われていない、というわけですか。改正を行った担当者は、「判定の時価」を改正したという認識があったのでしょうか？

**朝長** 先ほどお話をした「判定の時価」を採る日と「計算の時価」を採る日のことを思い起こしてください。2-3-7を読めば直ぐに分かる「判定の時価」を採る日と「計算の時価」を採る日の違いには気付かなかつたにもかかわらず、目を凝らして読んでも正しく答えられない上記の2つの時価の相違は正しく理解した上で平成18年の119条1項4号の改正を行った、ということがあり得るでしょうか。

——平成18年の119条1項4号の改正担当者は、「判定の時価」を採る日は「計算の時価」を採る日と同じと思ひ込み、「判定の時価」は「計算の時価」と同じと思ひ込んで同号の改正

を行い、翌年の19年に直ぐに分かる前者の誤りだけを元に戻した、ということでしょうか？

**朝長** 平成18年と19年の119条1項4号の改正をそのように考えると、「明確化」という解説も含めて全てが齟齬なく説明できることとなります。

そうすると、自ずと、「判定の時価」は本来「計算の時価」とは異なるものとされているにもかかわらず、平成18年の改正では、「判定の時価」は「計算の時価」と同じものと勘違いして改正が行われたのではないかという大きな問題が浮かび上がってきます。

この大きな問題を詳しく説明することで、平成21年以降に急に有利発行課税が行われるようになった原因がより一層明らかになると考えています。

#### ○平成18年に法基通2-3-17の存在を知らずに改正したことも課税の原因に？

**朝長** 平成18年改正において、先ほどお話をさせて頂いた119条と119条の2の順番と2-3-17をどのように認識していたのかということも非常に重要です。

平成18年の時点では、119条の2による株式の帳簿価額の平均化において、種類株式がある場合の取扱いが既に2-3-17に存在していたわけであり、同条1項1号の移動平均法と2号の総平均法の定めを読めば、これらの定めの中の「取得価額」の部分についてだけ同通達を適用せずにこれらの定めを解釈するというようなことができないことは明らかです。つまり、2-3-17の取扱いは119条の取得価額にも及ぶわけですが、そうであるとすれば、平成18年の「会社法の制定による種類株式の多様化に伴う(う)」119条1項4号括弧書きの改正には、「改正前の制度」が存在するということとなります。

しかし、『平成18年 税制改正の解説』には、改正前に、既に「種類株式の多様化」に伴う取扱いが存在していたということをうかがわせる記述は全く見当たりません。

——「種類株式の多様化」に伴う改正には、改正前の制度の説明が全く無いということですね。  
**朝長** そうです。

平成18年改正時には、119条と119条の2の関係に関する理解が十分ではなく、また、2-3-17が存在することも認識されていなかった、と考えると、『平成18年 税制改正の解説』の説明の仕方は、何ら不自然なものではありません。

平成18年の119条1項3号括弧書きの改正がそのようなものであったということになれば、自ずと、従来から種類株式がある場合の取扱いを定めている平成15年の2-3-17の取扱いと平成18年に「種類株式の多様化」に対応する同号の改正を受けて改正された2-3-8の取扱いとが不整合となることが想定されるわけですが、現に平成15年の2-3-17を読んでみると誰もがその取扱いに疑問なく納得する一方、その取扱いを前提として2-3-8を読めると、誰もが「？」と思うはずで

す。平成15年の2-3-17は、「異なる価額で取引が行われるものと認められる」ということを基準として種類株式の取扱いを定めています。2-3-8は、全く異なる基準で種類株式の取扱いを定めているため、2つの通達のいずれもが適用される場面の正確な取扱いがなかなか頭に浮かばないものと思います。

——2-3-17の取扱いは取得価額にも及ぶわけですから、2-3-8の取扱いが適用される場面では、2-3-17も適用されているわけですね……。分かりにくいですね。

**朝長** この2-3-8は、『平成18年 税制改正の解説』にある説明の次の部分を通達化したものです。

ここで、他の株主等に損害を及ぼす恐れがある場合とは、例えば2以上の種類の株式を発行している場合で、1の種類の株式を対

象に新株の有利発行又は無償交付が行われ、他の種類の株式について転換割合の調整条項がない場合などの理由により他の種類の株式の価値が低下する場合などがこれに該当すると考えられます。なお、他の株主等に損害を及ぼすおそれがあるかどうかは、会社法第322条の決議があったかどうかにかかわらず、実態を見て判断することとなります。

(280頁)

——確かに、この説明と2-3-8に書かれていることは実質的に同じですね。

**朝長** 先にご紹介したとおり、平成18年の119条1項3号括弧書きの改正は「明確化」のための改正であると説明されているわけですが、改正が「明確化」の改正であるということになると、その「明確化」の前の取扱いがそのまま続くということになります。つまり、「明確化」の前の取扱いが「明確化」の後の取扱いを左右することとなるわけで、「明確化」の前の取扱いがどのようなものであったのかということが重要になるわけです。

——平成18年の119条1項3号の改正担当者は「明確化」の前の同号の取扱いをどのようなものと考えて改正を行ったのでしょうか……。

**朝長** 「判定の時価」を採る日は「計算の時価」を採る日と同じで、「判定の時価」は「計算の時価」と同じであると考え、そして、2-3-17の存在は認識していなかったものと思われます。前の2つについては既にお話をしたとおりですが、最後の2-3-17の部分に関しては、同通達が存在するにもかかわらず、同通達が存在しないと考える「明確化」を行った119条1項4号括弧書きと2-3-8をどのように理解すればよいのかという難しい問題が生ずることになってしまいました。後に詳しくご説明しますが、この「明確化」の改正で、一人株主の増資が有利発行から除かれないというようなこと



なってしまっています。神鋼商事の裁判においては、株主間契約をどのように考えるべきかということでこの部分が問題となりましたが、判決ではこれらの問題も何ら解決していません。

○本来は平成18年に改正を行う必要はなかった

**朝長** もっとも、私自身は、立法に携わった経験から申し上げますと、この平成18年の「種類株式の多様化」を理由とした改正に関しては、既に2-3-17が設けられていたことからすると、本来は不要な改正であったと考えています。仮に改正を行うとしても、2-3-17を法制化する改正を行えばよいわけであって、他の株主に損害を与えるおそれがある云々というような特異な取扱いをわざわざ創るようなことをする必要は全くなかったと考えています。

種類株式と普通株式の価額がお互いに影響し合うことがあることを考えると119条1項4号括弧書きと2-3-8が必要だと思われるかもしれませんが、119条1項3号括弧書きと改正前の2-3-8で「平等」でない増資は有利発行となるとされていたわけですから、それで十分に対応できます。改正前の2-3-8の解説に、種類株式を発行している場合には種類株式を保有する株主を含めて「平等」な増資となっていなければならない旨を書き足せば済むわけです。——もし、種類株式が発行されている場合の取扱いの「明確化」の改正を行うということであれば、119条の2において2-3-17の取扱いを法制化する改正を行うのが筋だ、というこ



とでしょうね。

**朝長** そうです。そうすれば、制度がおかしくなってしまうこともなければ、次々に有利発行課税が行われるなどという事態が起こることもなかったはずです。

### ○平成18年改正の2つの問題の詳しい説明が必要

**朝長** これまで、平成12年から19年までの4回の改正について説明させて頂きましたが、平成18年の改正により、「判定の時価」は「計算の時価」と同じか否か」という問題と「平成18年改正の「種類株式の多様化」に伴う「明確化」をどのように捉えるべきか」という問題が生じていることを確認して頂いたものと思います。

——大手総合商社と神鋼商事のケースのいずれも「判定の時価」を「計算の時価」と同じとして純資産価額に基づいて有利発行か否かを判定していることから、1つ目の問題は、それを説明すれば「判定の時価」は純資産価額に基づいて判定するものではないという結論に行き着くのだろうということが想像できるのですが、2つ目の問題はどのような結論に行き着くことになるのでしょうか？

**朝長** 2つ目の問題を詳しく説明すれば、「普通株式の取引価額とは明らかに異なる値動きをするようなもの」に該当する他の株主が保有する株式と親会社が保有する子会社株式とを異なる銘柄の株式とすることとなり、株主間契約があるため、親会社のみが子会社の額面金額による増資に応じて子会社株式を取得したとしても、株主間の「平等」を害することはなく、有利発行とはされない、という結論に至るものと考えています。

神鋼商事の場合には、他の株主が保有する株式は、実質的には債券又は債権という状態となっており、過去に神鋼商事が保有する株式とは明らかに異なる「値動き」をしてきており、しかも、株主間契約によって額面金額で譲渡し

なければならないと定められているわけです。

また、大手総合商社の場合にも、他の株主は大手総合商社の関係会社から株式の取得資金の全額の融資を受けて子会社からの配当でその融資の返済を行う状態となっているようですから、そのような他の株主が保有する株式は、当然、大手総合商社が保有する株式とは明らかに異なる「値動き」をするはずですし、他の株主にキャピタルロス・キャピタルゲインが生じないような手当てがされているはずで

——なるほど。2つ目の問題も、有利発行課税の適否に密接に関係するわけですね。

**朝長** そうです。

今回は、過去の政令・通達の改正を検証し、平成18年において、「判定の時価」を「計算の時価」と同じと勘違いするとともに2-3-17の存在を知らないまま119条1項3号を改正したことが、有利発行課税事件の原因となっていると考えられることを確認しました。

しかし、有利発行課税事件の原因を確認するだけでは、2つの判決が適切であったのか否かということ判断することはできませんし、今後の有利発行課税に備える上でも十分とは言えません。

——先ほどの2つの問題の詳しい説明が不可欠ということですね。

**朝長** そういうことになります。

(第三回に続く)